

納付は期限内に

市が実施しているさまざまな行政サービスは、皆さんからの納付の積み重ねによって成り立っています。やむを得ない事情で納付に困った場合は、担当課に相談しましょう。

期限内に納付しましょう

市税や保険料などの納付金は、期限内の自主納付が原則です。督促状の発送日から10日を過ぎても納付がない場合は、財産の差し押さえなどの対象になります。借金の返済などがあった

も納付できない理由にはなりません。期限を守って計画的に納めましょう。

納付に困ったときは相談を

病気や失業、災害、生活困窮などのやむを得ない事情で、期限内の納付が困難になった場合は、納付計画などの相談に応じています。早めに担当課に問い合わせてください。

借金の返済などで困っている人は、旭市消費生活センターに相談してください。

納付は便利な口座振替で

市では口座振替による納付を原則としています。納付書で納めている人は、便利で納め忘れない口座振替に切り替えましょう。



問い合わせ一覧

納付金など	問い合わせ先
市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税など)、国民健康保険税	税務課収税班 (☎62-5322)
上下水道料金(水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料)	旭市上下水道お客様センター (☎63-8881)
介護保険料	高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
市営住宅・雇用促進住宅使用料、駐車場使用料	都市整備課建築住宅班 (☎62-5895)
保育料、保育所等給食費	子育て支援課保育所運営班 (☎62-5313)
学校給食費	第一学校給食センター (☎62-0366) 第二学校給食センター (☎55-2246)
放課後児童クラブ受託料	教育総務課指導班 (☎85-8634)
借金の返済などに関する相談	旭市消費生活センター (☎62-8019) ※午前9時～午後4時。

年末調整や確定申告に添付する

社会保険料控除証明書

国民年金保険料などの社会保険料は、納付した全額が所得税や市県民税の社会保険料控除の対象になります。

控除を受けるには

年末調整や確定申告をするときに、10月下旬～11月上旬に年金機構から届く「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を申告書に添付して、国民年金保険料額を申告してください。

証明書の内容は

令和6年1月1日から9月30日までに納付した国民年金保険料額(追納分を含む)と、年内に納付が見込まれる国民年金保険料額です。

年の途中から国民年金に加入した人の証明書は

10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付する人には、令和7年2月上旬に証明書が届きます。

納付忘れは年内に

年内に納付すれば、令和6年分の控除対象となり申告で

きます。領収書を添えて申告してください。

家族の国民年金保険料を納付した場合は

納付した人の所得税から社会保険料控除として差し引くことができます。

年末調整や確定申告のときに、自分の社会保険料の額と合算して申告してください。家族の分の証明書も一緒に添付する必要があります。

電子版の控除証明書

インターネットで利用できる電子証明書は、マイナポータルから「ねんきんネット」にログインして、電子送付の希望登録をした人に届きます。登録をした人には、郵送では届きません。

問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004) ※050から始まる電話からは☎03-6630-2525。
佐原年金事務所(☎0478-54-1442)